

1. 案件名

国名: インドネシア国

案件名: 3R 及び適正廃棄物管理のためのキャパシティ・ディベロップメント支援プロジェクト

The Project for Capacity Development of Central and Local Governments for 3R and Domestic Solid Waste Management System

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における廃棄物管理セクターの現状と課題

インドネシア国では、人口の増加や経済成長に伴い、大都市を中心に廃棄物の発生量が増加しているが¹、衛生的な処分場が未整備であるため、多くの都市でオープンダンピングによる埋め立て処理に頼っている。また、廃棄物管理に関する行政能力が低いことにより、ゴミの収集運搬率²は低く、市民によるゴミの不法投棄も行われている。これらの現状は深刻な環境・衛生上の問題を生み出しており、廃棄物管理の改善が重要な課題となっている。また、近年、既存の最終処分場が逼迫する一方で、周辺住民の反対や都市化により、新たな廃棄物処理場用地の確保が困難となってきている。

このため、インドネシア国中央政府は、環境省、公共事業省を中心に、廃棄物の減量化・適正処理を目指した法制度や政策の準備を進めてきており、廃棄物管理を担う地方政府での適用が行われている。環境省は2007年前後から3R³活動の推進に向け、3R促進プログラム(啓発用冊子の配布、テレビ広告)を展開し、公共事業省は、3R推進を2006年の省令(21号)で打ち出した後、コミュニティを対象としたパイロット事業(廃棄物管理に関するガイドライン・ガイダンスの普及、女性を対象としたコミュニティへの廃棄物管理トレーニング等)を実施してきている。これらの取り組みには、成功事例も見出されているが、活動範囲も、量的効果も限定的である。コミュニティの自主努力による発生源分別や家庭単位でのコンポスト化の成功事例も見られるが、都市全体としての量的効果は乏しく、廃棄物管理の施策として明確に位置付けられていないことから、長期的且つ持続的な展開を期待することが難しい状況にある。

このような状況の下、2008年5月、インドネシア国は3Rの推進が盛り込まれた廃棄物管理 No.18/2008 を公布・施行した。同法では、対象廃棄物を「家庭系廃棄物」、「家庭系類似廃棄物⁴」、「特定廃棄物(有害物質を含むものや災害時の廃棄物など)の三つに分類し、廃棄物管理を「廃棄物削減(3R)」と「廃棄物管理(分別/収集/運搬/中間処理/最終処分)」によって実施すると規定している。また、製造者の責任(拡大

¹ インドネシアにおける都市ごみは2005年から2008年の間に3.76%増加している(出所:インドネシア環境省、State of Environment Report 2009)。

² 2008年における都市ごみの収集運搬率の平均はおおよそ69%に止まる。(出所:インドネシア環境省、State of Environment Report 2009)。

³ Reduce(減量化)、Reuse(再使用)、Recycle(再資源化)の3つの語の頭文字をとった言葉。Reduce、Reuse、Recycleの優先順位で廃棄物の削減に努めるのが良いという考え方を示している。

⁴ 環境省によれば、商業セクターや工業セクター、公共施設などから排出される「家庭ごみに似た種類のごみ」を指す。

製造者責任)についても言及している。しかし、同法は、廃棄物管理の原則を示す基本法であり、運用に必要な詳細は別途政令及び省令、地方条例で定めることとされている。従って、拡大生産者責任実施制度の構築を目的とした省令や、対象都市において市民が廃棄物を減量、分別、再利用、リサイクルする具体的な方法を明記した条例など、適切な細則を規定することが円滑な法律運用の鍵となっている⁵。

しかし、現状では、廃棄物管理の責務を担う地方政府関係機関(清掃局、環境局など)における廃棄物管理の政策・戦略策定能力(条例策定や基本計画策定)は、まだ脆弱であり、廃棄物削減活動に関する技術的な知見も不足しており、今後廃棄物管理法(No.18/2008)、或いは現在承認待ちの政令や、今後策定される省令等に規定される廃棄物管理を適正に実施していくにあたり、中央政府機関、地方政府双方にとって解決すべき課題となっている。

(2) 当該国における廃棄物管理セクターの開発政策と本事業の位置づけ

インドネシア国では、都市環境の主な問題のひとつとして、都市域への人口の増加に伴うごみ量の増加及びごみ質の変化等により、廃棄物処理の問題が深刻化してきていることが挙げられている。

2010年～2014年を計画年次とする国家中期開発計画(RPJM)第2巻の第五章(施設と社会基盤セクター)においては、2006年の廃棄物の発生量が7,400万トンに達しており、国民と政府の双方が、3Rの考え方を通じて廃棄物の発生を抑制する努力が必要だとしている。

同中期計画では、廃棄物管理の課題として、以下の五つを挙げている。

- 廃棄物管理法(No.18/2008)を実施する上での制度的な整備の遅れ(条例、規則など)。
- 廃棄物の処理が適正に行われていないこと(発生源抑制が不十分)
- 廃棄物処理サービス業者の管理者の能力が低いこと
- 適切な廃棄物管理計画が不備なこと(中央並びに地方の管理基本計画の欠落)
- 廃棄物管理の財源が不足していること

本事業は、これらの課題の中で、制度構築、廃棄物の発生抑制に重点を置いた廃棄物管理計画(アクションプラン)策定、3Rパイロット事業の実施等を通じて、環境省(中央)・対象都市政府(地方)スタッフの、主に政策・戦略策定面での廃棄物管理能力を強化し、対象都市における廃棄物量の削減に貢献するものである。

(3) 廃棄物管理セクターに対する我が国及び JICA の援助方針と実績

我が国は、G8における3Rイニシアティブの推進、神戸3R行動計画等を踏まえ、アジア地域諸国の適正な廃棄物処理とともに、3Rを通じた循環型社会づくり支援に係わる取り組みを強化している。一方、我が国の対インドネシア共和国、国別援助方針(2012年4月)では、重点分野「アジア地域及び国際社会の課題への対応能力向上のための支援」の重点事項「気候変動対策」に対応する開発課題として位置づけられる⁶。これを受け、JICAは「気候変動対策」を協力プログラムとして位置づけており、本事業はこれらのプログラムに対応している

⁵ 環境省から2011年4月に国家官房室に提出された、廃棄物管理法に係わる政令(「廃棄物削減」、「廃棄物管理」、「特定廃棄物」に関する三つの政令)の承認と、その後の公布・施行が待たれている状況である。2012年2月に派遣された詳細計画策定調査団が環境省の関係者から得た情報によれば、同政令は、近々大統領からの承認を受ける模様。

⁶ インドネシア国内での排出削減行動として、温室効果ガスを2020年までにBAU比(特段の対策のない自然体ケース)で26%(対外支援を受けた場合には41%)削減するための大統領規則「国家温室効果ガス排出削減計画(RAN-GRK)」が2011年11月に発令されている。対象分野には廃棄物管理も含む。

過去、或いは現在実施中の JICA の廃棄物管理セクターの事業としては以下のものがある。

- ジャカルタ都市廃棄物処理事業(円借款)(1993年L/A調印)
- スラバヤ都市環境改善事業(円借款)(1993年L/A調印)
- マナサタ広域都市圏廃棄物処理事業(円借款)(2010年L/A調印)
- マカッサル市市民参加型廃棄物管理推進事業(草の根技術協力)(2009年9月-2010年3月)
- 西ジャワ州廃棄物複合中間処理施設・最終処分場・運営事業準備調査(PPP F/S)(2012年3月最終報告書)

(4)他の援助機関の対応

廃棄物管理セクターにおける中央政府(環境省)、及び対象地方都市に対する廃棄物管理の制度構築に関する他国際ドナーの援助活動は殆ど見られないが、衛生・水分野のサブコンポーネントとして3R 活動やコンポスト処理などが行われている(例:ADB: Metropolitan Sanitation Management and Health や Urban Sanitation and Rural Infrastructure Support to PNPM Mandiri Project 等)。一方、世界銀行の融資により、2008年9月からインドネシア国マカッサル市の既存処分場(タマンガパ)でメタン回収燃焼事業(Makassar Landfill Methane Collection and Flaring Project)が実施されている。

3. 事業概要

(1)事業目的(協力プログラムにおける位置づけを含む)

本事業は、インドネシア国において、適正な3R 活動と廃棄物管理(家庭系・家庭系類似廃棄物)に係る省令案の策定、対象都市における中期廃棄物削減計画(アクションプラン)の策定及び、パイロット事業の実施を行うことにより、対象自治体において、廃棄物管理法 No.18/2008 に準拠した適正な3R 活動と廃棄物管理の実施を図り、もって3R 活動及び廃棄物管理が、全国の代表的な地方自治体において順次実施されることに寄与するものである。

(2)プロジェクトサイト/対象地域名:

ジャカルタ(中央政府環境省)

成果2・3に係る対象都市:南スマトラ州パレンバン市、東カリマンタン州バリクパパン市

(3)本事業の受益者(ターゲットグループ)

中央政府環境省廃棄物管理局職員、パレンバン市環境局と清掃局職員、バリクパパン市環境局と清掃局職員

(4)事業スケジュール(協力期間)

2013年5月~2016年4月を予定(計36ヵ月)

(5)総事業費(日本側)

約3.9億円(予定)

(6)相手国側実施機関

中央政府環境省:廃棄物管理局(廃棄物削減に関する政策等を管轄)

中央政府公共事業省:環境衛生局(廃棄物施設及びインフラ開発に関する政策及び国家戦略策定等を管轄)

パレンバン市:環境局(環境政策の立案と政策運営)及び清掃局(都市清掃事業)

バリクパパン市:環境局(環境政策の立案と政策運営)及び清掃局(都市清掃事業)

(7)投入(インプット)

2)日本側

- 専門家派遣(3R/廃棄物管理政策、廃棄物削減政策、法制度、3R/住民参加、環境教育/住民啓発、廃棄物データ管理、廃棄物管理組織・財務、業務調整等、3年間で計70M/M程度)
- パイロットプロジェクト用資機材(必要に応じて検討)
- カウンターパート研修(計3回)

2)インドネシア国側

- カウンターパート
- 専門家執務室(ジャカルタ、パレンバン、バリクパパン)
- プロジェクト運営費

(8)環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1)環境に対する影響/用地取得・住民移転

①カテゴリ分類:C

②カテゴリ分類の根拠:本事業は、「JICA 環境社会配慮ガイドライン」(2004年4月制定)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2)ジェンダー・平等推進/平和構築・貧困削減

特になし

3)その他

現状では、負のインパクトは想定されないが、発生源での廃棄物発生抑制が、最終処分場でのウェイストピッカー等、残存する有価物を利用して生計を営む人々に与える影響について、プロジェクト実施中のモニタリングを行い、必要に応じて、対策案の提言を行う。

(9)関連する援助活動

1)我が国の援助活動

以下の援助活動と情報の共有と知見の相互活用を図る。

活動名	連携内容
* 気候変動対策能力強化プロジェクト(Sub-Project of Capacity Development for Developing National GHG inventories/Project of Capacity Development for Climate Change Strategy)(JICA)	パレンバン市の廃棄物最終処分場におけるゴミ組成データの共有とゴミ組成調査実施ガイドラインの活用及びRAD-GRK(州別緩和行動計画)策定・更新への間接的貢献
* 平成23年度草の根技術協力事業:住民参加型一般廃棄物処理技術開発普及事業(DEPOK市/大崎町)	インドネシアのコミュニティにおける廃棄物削減活動の知見の共有
* 草の根技術協力事業:インドネシア国小学校における環境保全活動の実施による持続可能な発展のための地域ネット	インドネシアのコミュニティにおける廃棄物削減活動の知見の共有

ワーク作り(ジャカルタ市/長崎大学)	
* インドネシア共和国スラバヤ市における分別収集・堆肥化による廃棄物減量化・リサイクル促進事業(スラバヤ市/北九州市)	インドネシアのコミュニティにおける廃棄物削減活動の知見の共有
* スマート・コンパクトシティに係わる協力(平成23年3月にスラバヤ市と戦略的環境パートナーシップ締結し、排水処理、太陽光発電・廃棄物処理・水道水浄化等の分野で支援を進める計画)(アジア低炭素化センター・北九州市)	
* ASEAN ESC(環境的に持続可能な)モデル都市プログラム ム: 日・ASEAN統合基金(Japan-ASEAN Integration Fund)	コミュニティにおける廃棄物削減活動(waste bank)の知見の共有(パレンバンがモデル都市となっている(ASEAN8 カ国で全 14 都市))
環境政策アドバイザー	環境政策アドバイザーが構築した環境省内での人的ネットワーク等活用した省令案の策定及び承認フォローアップの円滑化、プロジェクトの知見の他都市への共有・展開促進

2) 他ドナー等の援助活動

廃棄物管理の制度構築に関する他国際ドナーの援助活動は殆ど見られないが、衛生・水分野のサブコンポーネントとして3R 活動やコンポスト処理などが行われており(例: ADB: Metropolitan Sanitation Management and Health や Urban Sanitation and Rural Infrastructure Support to PNPM Mandiri Project 等)、これらの活動から得られた成果・教訓について情報収集しつつ、パイロットプロジェクトの検討を行う。

また対象都市(パレンバン、バリクパパン)においてはインドネシア国家開発企画庁の「Regional Settlement Sanitation Development Acceleration Program (PPSP)⁷」や、同国環境省の ADIPURA の活動⁸が実施されている。ワーキンググループの活用や、廃棄物に係る情報収集体制の再構築などにおいて、これらインドネシア側が実施している活動との連携を行うことを予定している。

4. 協力の枠組み

(1) 協力概要

1) 上位目標: 廃棄物管理法及び関連政令・省令・地方条例に則った適切な3R活動及び廃棄物管理(家庭系・家庭系類似廃棄物対象)が、全国の代表的な地方自治体において順次実施されるための準備が整う。

⁷ 国家開発企画庁(BAPPENAS)が中心なって実施している環境衛生プログラム。下水、廃棄物などの適正管理を行い、衛生的な環境づくりと地域開発を同時に進めることを目的としている。

⁸ 環境保護法(1982年法律4号)による環境先進都市評価・表彰制度で1986年に開始。プログラムの評価項目は、マネージメント面、フィジカル面、公衆衛生面、公園緑地アメニティ面の4項目に跨り、廃棄物関連ではマネージメント面での組織、フィジカル面での施設整備状況が評価の対象となっている。優秀都市には賞金が付与される。

指標:プロジェクト期間終了後3年以内に、本プロジェクト対象都市を含むxx箇所以上の都市で3R国家戦略、省令に沿った3R活動及び廃棄物管理計画が策定される⁹。

2)プロジェクト目標:廃棄物管理法及び関連政令・省令・地方条例に則った3R活動及び廃棄物管理(家庭系・家庭系類似廃棄物を対象とする)が、対象都市で実施される。

指標:プロジェクト終了時(2016年4月)迄に、対象都市の最終処分場に搬送される廃棄物の量が、2013年に比べて、xx%削減される。

3)成果及び活動

成果1: 廃棄物管理法(No.18/2008)に則り、3R活動と廃棄物管理活動(家庭・家庭類似系廃棄物対象)の実施に必要な省令案¹⁰が策定される

活動1-1:中央政府内で省令策定のためのワーキンググループ(WG)を設置する

活動1-2:WGは現状の廃棄物管理関連の法制度や主要都市の3R活動状況・計画等を調査し、優先分野を明確にして作業工程を決定する

活動1-3:WGは優先順位に応じて省令案を策定する

活動1-4:WGは省令案が承認されるためのフォローアップを行う

指標1:省令案が2014年末までに策定される。

成果2:対象都市において、廃棄物削減に重点を置いた廃棄物管理計画(中期アクションプラン)が市の条例に則って策定される

活動2-1:対象都市で、プロジェクト活動のためのWGをそれぞれ設置し、市条例案¹¹を策定する

活動2-2:WGは廃棄物量・組成データを管理する

活動2-3:WGは廃棄物削減計画(アクションプラン)¹²を策定する

指標2-1:市条例案が2014年末までに起案される

指標2-2:廃棄物削減のための中期アクションプランが2014年中盤までに策定される

成果3:パイロットプロジェクトの実施を通じて、対象都市の3Rと廃棄物管理実施能力が強化される

活動3-1:対象都市で、パイロットプロジェクト実施のためのWGをそれぞれ設置する

活動3-2:WGはスラバヤ市とマラン市における3R活動を参考のためにレビューする

活動3-3:WGは住民のニーズを確認するための参加型ワークショップを開催する

活動3-4:WGはパイロットプロジェクトの詳細実施計画を策定する

活動3-5:WGはパイロットプロジェクトのモニタリング計画を策定する

活動3-6:WGは、各対象都市の関連機関と調整・連携しつつパイロットプロジェクトを環境省、公共事業省からの協力を得て実施する

⁹ 普及を果たすべき地方自治体数の目標値などについては、プロジェクト開始後半年以内にベースライン調査を行い、日本人専門家とインドネシア側カウンターパートの双方で決定する。

¹⁰ 「拡大生産者責任実施制度の構築」などの省令案が想定されるが、具体的には活動1-1で設置されるワーキンググループの議論を踏まえて本プロジェクトで検討すべき省令案が決定される。

¹¹ 対象都市において、市民が廃棄物を減量、分別、再利用、リサイクルする具体的な方法を規定した条例の制定を想定している。

¹² 施策の実現に向けて、各施策の優先順位や実施工程を示したもの。ベースライン調査の結果を踏まえて、実現に向けた数値目標を設定し、また、計画、実施、モニタリング・改善段階において、具体的な関係者の役割を示す予定。

活動 3-7:各対象都市及び中央政府(環境省と公共事業省)は、パイロットプロジェクトをモニタリング・評価する

活動 3-8:各対象都市及び中央政府(環境省と公共事業省)は、評価結果を基にパイロットプロジェクト実施結果及び今後の展開に向けた提言を取りまとめる

活動 3-9:環境省と公共事業省は、プロジェクトで得た知見を他自治体に普及するための仕組み作りを検討する

活動 3-10:環境省と公共事業省は、知見を普及するためのワークショップを開催する

指標 3:対象都市の能力が設定された基準を満たす

4)プロジェクト実施上の留意点

①指標について

上位目標、プロジェクト目標の指標については、プロジェクト開始後半年以内に基準値を含む開始時の現況把握ならびに定量的な目標の数値(それぞれ、3R 活動と適切な廃棄物管理を行う都市の数、ゴミの削減率)を関係者の合意の下に定める。また、成果3についても、対象都市の能力評価項目とその数値目標をプロジェクト開始後半年以内に定める。その際、プロジェクトの進捗と達成度を検証するために、プロジェクト開始時のベースラインデータの取得が必要であることに留意する。

成果3の指標である能力評価の測定方法及び評価判断基準については、プロジェクト開始後半年以内で、日本人専門家・インドネシア側カウンターパートの双方で協議により決定する。内容としては対象をパレンバン市、バリクパパン市の環境局ならびに清掃局の職員とし、①3R 活動の包括的(社会・法的・技術的)な理解、②廃棄物関連のデータ管理・分析、③住民啓発/環境教育、④ファシリテーション、⑤ 関係機関との調整能力、⑥ 報告書作成・発表能力などが想定される。

②上位目標について

上位目標の達成には、プロジェクト活動の継続と、対象範囲の拡大が必要となるが、そのためのメカニズムをプロジェクト活動に組み込んで検討し、最善の方法を提案する。その際、インドネシア国政府の現行の枠組み(PPSP のワーキンググループ)や住民組織(RT/RW)¹³の有効活用することを念頭に置く。

③関連機関の役割

プロジェクト活動の実施においては、中央省庁が、環境省を中心に、廃棄物削減に係わる国レベルでの制度作り(省令策定)を担うとともに、対象自治体の廃棄物管理の基本計画策定及びパイロットプロジェクトの計画策定・実施を支援する。対象自治体は、中央省庁より、政策上の助言と技術的支援を受けつつ、パイロットプロジェクト実施の主体となり、自らの廃棄物削減活動の実施能力を高め、同時に、パイロットプロジェクト実施で得られた知見をフィードバック・共有することで、中央省庁が行う省令の制定等の見直しに貢献する。このように、プロジェクト活動が中央、地方で行われるため、適切な頻度で、意見や情報を共有するための定例会議などを開催し、調整を図る。

また、国家計画企画庁(BAPPENAS)と内務省は、下表に示す視点からプロジェクトの活動について助言と支援を行うが、BAPPENAS は PPSP 活動の実施調整機関としても連携が必要となる。

¹³ RT: Rukun Tetangga(隣組)、RW:Rukun Warga(町内会)は、行政体ではなく、住民の組織であるが、本プロジェクトにおいて、市や環境 NGO と連携し、コミュニティベースのコンポスト化活動行うなどの重要な役割が期待されている。

省庁名	役割
国家計画企画庁 (BAPPENAS)	*マクロ経済、国家政策、予算配分、開発援助案件の総合調整
内務省	*地方政府の開発計画の指導・監督、地方政府が行う政策のサポートと地方政府間の利害調整

④対象都市について

今回、インドネシア側の要望を踏まえ対象都市として選定されたパレンバン市、バリクパパン市は、ADIPURA への参加等、これまで廃棄物管理に積極的に取り組んできており、廃棄物管理法(No.18/2008)に則した適切な廃棄物削減活動を実施する自治体としての条件が整っていると考えられる。また両都市とも、廃棄物問題に関する政策に対する市長のコミットメントが強く、活動に必要な予算の配賦も期待出来る。

しかし、今年 ADIPURA の最優秀賞を受賞したスラバヤ市やマラン市が、3R 関連活動の実施に関する経験が豊富で、コミュニティの組織化が進んでいるのに比べ、パレンバン市やバリクパパン市の経験や技術的知識は浅く、これから本格的な 3R 活動を実施する段階にある。従って、パイロットプロジェクトの実施にあたっては、スラバヤ市の家庭・コミュニティレベルのコンポスト活動やマラン市の有価物回収促進の取り組み等、インドネシアの都市におけるグットプラクティスを十分に参考とし、3R 活動を定着させることに重点を置くこととする。

その上で CSR(企業の社会的責任)の考え方を取り入れるなど、インドネシア国の 3R 活動をリードする先進的な試みについても可能な範囲で検討することとする。さらに、廃棄物管理は人口規模や地理条件によって対策が異なる面もあるため、本プロジェクトの成果の普及をより効果的・効率的に行うために同じような人口規模¹⁴、地理的条件及び廃棄物対策能力を有した自治体を中心に成果の共有を図っていく。

(2)その他インパクト

上位目標(全国の代表的な自治体において 3R 活動の実施に向けた準備が整う)が達成されれば、これらの自治体の衛生状況が改善され、また、最終処分場に運ばれる廃棄物の量が削減されることにより、最終処分場の使用期間の延長ならびに温室効果ガスの排出抑制に貢献することが期待される。

5. 前提条件・外部条件 (リスク・コントロール)

(1)事業実施のための前提

環境省により国家官房に提出された政令の承認は間近と目されているため、前提条件としてとらえる必要は低いと思われる。その他の前提条件は見当たらない。

(2)成果達成のための外部条件

インドネシア国カウンターパートの異動が頻繁に起こらない。

(3)プロジェクト目標達成のための外部条件

¹⁴ 各都市の人口はパレンバン市 1,535,952 人(2010 年)、バリクパパン市 639,031 人(2010 年)である。

省令、及び対象都市の市条例、アクションプランなどが公式に施行される(承認手続きが円滑になされる)。

6. 評価結果

本事業は、インドネシア国の開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、また計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。

7. 過去の類似案件の教訓と本事業への活用

ベトナム国「循環型社会の形成に向けてのハノイ市3R イニチアティブ活性化支援プロジェクト」(2006年11月から2009年11月)では、モデル事業を定着させ、プロジェクト終了後も継続実施していくため、廃棄物条例の策定を支援し、その結果として、分別(3R)導入に係る関係者の責務や財政措置等を定めた条例が制定された。この教訓を生かし、本プロジェクトの活動の中でも、対象都市の廃棄物管理の適正化に向けた活動が継続し、他都市に普及していくために必要な制度(省令、条例等)の整備に関する支援を重視しプロジェクトを進めて行く予定である。また、上記プロジェクトでは、条例案作成にあたり、中央政府、ハノイ市政府、公社、市民団体等関係者を集めた会合を複数回開催し、参加者の意見を条例案に反映させるとともに、各関係者が担うべき役割や新たな組織制度的仕組みに対する理解を深め、関係者が条例に基づき主体的に取り組むための体制を整備した。本プロジェクトにおいても実行性のある制度・組織体制構築が求められることから、上記ベトナムのプロジェクトで実施されたステークホルダー会合の取り組み等を参考にし、実施する予定である。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. (1)のとおり。

(2) 今後の評価計画

事業開始 6ヶ月以内	ベースライン調査
事業中間時点	中間レビュー
事業終了 6ヶ月前	終了時評価
事業終了 3年後	事後評価

以上